



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成28年3月29日

担当

埼玉労働局労働基準部監督課
監督課長 子安成人
主任監察監督官 野中信孝
TEL 048-600-6204

労働基準法等違反の申告受付状況（平成27年）を公表します

～リーマンショック以前の水準に減少、賃金不払が約8割を占める～

埼玉労働局（局長 田畑一雄）は、埼玉県内企業の賃金不払、解雇手続などの労働基準法等違反の是正指導を求める労働者の申告^{*1}状況を取りまとめましたので公表します。

《概要》

1 申告受付件数の推移【表1・2】

埼玉県内の平成27年の申告受付件数は1,022件で、平成26年に比べて約7.0%減少し、リーマンショックのあった平成20年以前の水準に減少しています。

申告内容は、賃金不払が846件(82.8%)と最も多く、次いで解雇手続が143件(14.0%)となっています。^{*2}

また、労働時間に関するものも38件あり、昨年の30件から増加しています。

解決率^{*3}は58.2%で、過去2年（平成25年60.5%、平成26年60.0%）とほぼ横ばいです。

2 業種別の内訳【表3】

平成27年に受け付けた申告1,022件の業種別内訳は、建設業209件(20.5%)が最も多く、次いで商業200件(19.6%)、接客娯楽業(宿泊・飲食)119件(11.6%)、製造業116件(11.4%)、運輸交通業107件(10.5%)の順となっています。

建設業が占める割合は3年連続で最も多く、また、商業の割合が増加(平成25年16.0%、平成26年15.9%)するとともに、接客娯楽業が平成25年5位、平成26年4位に続いて上昇しています。

3 今後の対応

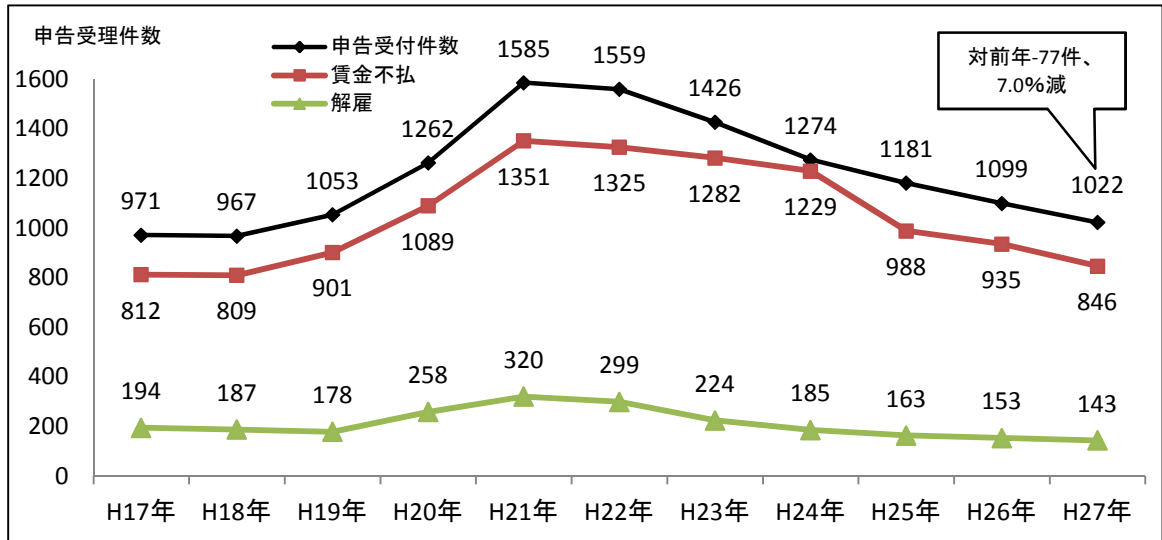
今後も労働者から寄せられた申告に懇切丁寧に対応するとともに、優先的に監督指導等を実施し、速やかな解決を図ることとしています。

*1 労働者は、賃金不払、賃金不払残業などの労働基準法等違反について、労働基準監督署に申告し権利の救済等のための是正指導を求めることができます。

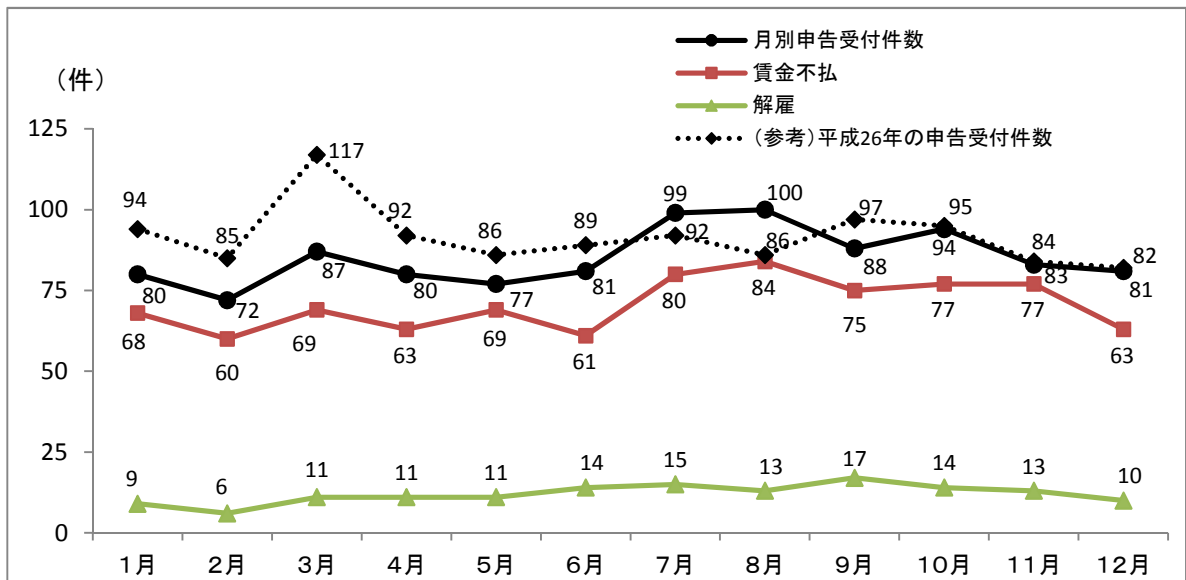
*2 同一の申告で「賃金不払」「解雇」が含まれる場合があるため、「賃金不払」と「解雇」の合計は、申告受付件数と一致しない。

*3 賃金不払等の是正、及び倒産企業の未払賃金立替払制度による救済の合計

【表1】 年別申告受付件数の推移（埼玉県内）



【表2】 月別申告件数の推移（埼玉県内）



【表3】 業種別内訳（平成27年、埼玉県内）

